九　小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止

小規模企業者等設備導入資金助成法を廃止することとした。

一〇　施行期日等

1　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第二四条関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第五八号）（環境省）

1　特定粉じん排出等作業の実施の届出

特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の施工者から特定工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は自主施工者に変更することとした。（第一八条の一五第一項関係）

2　解体等工事に係る調査及び説明等

㈠　解体等工事の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果等について説明することとした。（第一八条の一七第一項関係）

㈡　解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う㈠の調査に協力しなければならないこととした。（第一八条の一七第二項関係）

㈢　解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うこととした。（第一八条の一七第三項関係）

㈣　㈠及び㈢の調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、当該調査の結果等を掲示しなければならないこととした。（第一八条の一七第四項関係）

3　報告及び検査

都道府県知事等は、解体等工事の発注者若しくは受注者若しくは自主施工者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等を検査させることができることとした。（第二六条第一項関係）

4　経過措置等

㈠　この法律の改正に伴う所要の経過措置を整備することとした。（附則第二条～第四条関係）

㈡　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（法律第五九号）（農林水産省）

1　法の有効期限の延長

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の有効期限を平成三五年六月三〇日まで延長し、同法は、同日限り、その効力を失うものとした。（附則第二条関係）

2　定義の追加

この法律において「高度化基盤整備」とは、製造過程の管理の高度化を行う前にその基盤となる施設及び体制を整備することをいうものとした。（第二条第三項関係）

3　㈠　基本方針の記載事項の追加等

厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める製造過程の管理の高度化に関する基本方針においては、高度化基盤整備に関する基本的な事項を定めるものとした。（第三条第二項関係）

㈡　㈠の基本方針は、食品の製造又は加工の過程における衛生管理及び品質管理に関する国際的動向を踏まえ、製造過程の管理の高度化が国内で製造され、又は加工される食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定めるものとした。（第三条第三項関係）

4　高度化基準の記載事項の追加

厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が作成する製造過程の管理の高度化に関する基準（以下「高度化基準」という。）には、高度化基盤整備の内容に関する基準を記載しなければならないものとした。（第四条第二項関係）

5　高度化基盤整備計画の認定等

㈠　食品の製造又は加工の事業を行う者は、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、高度化基盤整備に関する計画（製造過程の管理の高度化に関する計画の認定を受けることができるものを除く。以下「高度化基盤整備計画」という。）を作成し、これを4の指定を受けた法人に提出して、当該高度化基盤整備計画が高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができるものとした。（第八条第一項関係）

㈡　高度化基盤整備計画には、高度化基盤整備の目標並びに内容及び実施時期を記載しなければならないものとした。（第八条第二項関係）

㈢　その他高度化基盤整備計画の変更及び取消しに関し所要の規定を設けるものとした。（第九条関係）

6　株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け

株式会社日本政策金融公庫は、5の㈠の認定を受けた者であってその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって高度化基盤整備計画に従って高度化基盤整備を行うのに必要な製造・加工施設の取得等に必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであって、その償還期限が一〇年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができるものとした。（第一〇条第一項関係）

7　指定認定機関の業務の追加に伴う規定の整備

4の指定を受けた法人が高度化基盤整備計画の認定の業務を行うことに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一三条、第一五条～第一九条及び第二二条関係）

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。ただし、1の改正規定は、公布の日から施行するものとした。

◇放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（法律第六〇号）（環境省）

一　大気汚染防止法の一部改正関係

1　放射性物質による大気の汚染及びその防止については適用しないこととする規定を削除した。（第二七条関係）

2　環境大臣は、放射性物質による大気の汚染の状況を常時監視し、その状況を公表することとした。（第二二条第三項、第二四条第二項関係）

二　水質汚濁防止法の一部改正関係

1　放射性物質による水質の汚濁及びその防止については適用しないこととする規定を削除した。（第二三条関係）

2　環境大臣は、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、その状況を公表することとした。（第一五条第三項、第一七条第二項関係）

三　南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正関係

放射性物質による南極地域の大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染並びにそれらの防止のための措置については適用しないこととする規定を削除した。（第二四条関係）

四　環境影響評価法の一部改正関係

放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染については適用しないこととする規定を削除した。（第五二条関係）

五　施行期日等

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置を設けることとした。

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。

3　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、第三は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
